

規制改革推進会議働き方・人への投資WG（2024年3月12日）

フリーランス（プラットフォーム就業者）の労働者性と保護に関する各国の状況

東京大学社会科学研究所 水町勇一郎

I 各国の状況のポイント

1 「労働者」性

- 普遍的な概念はない（各国の労働法生成の歴史的経緯に依存）
- 複数の要素の総合判断で予測が難しい
- 「第三の概念」（労働者と自営業者の中間）を設ける方法も
→複雑さは解消されず
- 労働者と「推定」する方法の模索
＝情報の偏在に沿った主張・立証責任の転換
→技術的問題や政治的問題も含め模索中

2 「労働者」に該当しない就業者の保護（セーフティネット）

- セーフティネットの内容
 - ①労働災害の補償
 - ②職業訓練の促進
 - ③団結権など労働基本権の保障
 - ④失業に対する補償
 - ⑤最低報酬の保障
 - ⑥最長就業時間・休息時間の保障
 - ⑦差別・ハラスメントの禁止
 - ⑧就業の自由（就業時間選択の自由、アプリ離脱の自由）の保障
 - ⑨就業条件の明示
 - ⑩個人情報の適切な保護
 - ⑪アルゴリズムによる管理の公正さと透明性の保障 など
- セーフティネットを整える方法
 - ①法律による制度加入や実体的ルール遵守の義務づけ（法律による強制）
 - ②企業行動憲章等の策定（国による認可と公表）による誘導（市場による誘導）
＝プラットフォーム・ビジネスの経済的発展と社会的保護の両立

II 日本への示唆

1 「労働者」概念をわかりやすくする

- 「推定」方式の検討
- 社会実態の変化と法の趣旨に沿った「労働者」性の判断基準の見直し

○チェックシートと相談窓口の整備

2 「労働者」に該当しないフリーランスの保護（セーフティネット）

○保護の内容（上記①～⑪など）

○保護の方法（上記㉠、㉡など）

○保護の法形式（フリーランス保護法の拡充、個別法の整備など）

以 上